

青森県がん患者等の妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に対する助成制度についてのお知らせ

青森県では、将来子どもを産み育てることを望む若い世代のがん患者さんが希望を持って治療に取り組めるよう、妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成しています。

妊よう性とは

妊よう性とは、男性・女性を問わず「妊娠するための力」のことを言います。

妊よう性温存療法とは、がん患者さんが、がんの治療に取り組みながら、将来子どもを持つ可能性を残すために、妊娠するための力を温存する治療のことを言います。

温存後生殖補助医療とは、妊よう性温存療法により凍結した検体（受精卵、卵子、精子など）を用いた不妊治療のことを言います。

妊よう性温存療法の費用助成について

助成制度の対象となる方

次の(1)から(6)の条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 対象となる妊よう性温存療法に係る治療の凍結保存時に43歳未満の方
- (2) 申請時において、青森県内に住所を有する方
- (3) 対象となる原疾患の治療内容について、次のいずれかに該当する方
 - ① 「小児、思春期・若年性がん患者の妊孕性温存療法に関するガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患
 - ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
 - ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患
- (4) 妊よう性温存療法指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5) 妊よう性温存療法指定医療機関から、妊よう性温存療法を受けること及びこの事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることの説明を受けて、本事業に参加することについて同意できる方
- (6) 妊よう性温存療法について、他制度の助成を受けていない方

助成対象費用

妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。

※入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外となります。

※医療機関によっては、証明書の発行に費用が掛かる場合がありますが、その費用は対象外（申請者の自己負担となります。）

青森県内妊よう性温存療法指定医療機関

弘前大学医学部附属病院（弘前市大字本町53）

助成対象治療・助成上限額・助成回数

対象治療	助成上限額	助成回数
① 胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円	2回まで
② 未受精卵凍結に係る治療	20万円	2回まで
③ 卵巣組織凍結に係る治療	40万円	2回まで（組織採取時に1回、再移植時に1回）
④ 精子凍結に係る治療	2万5千円	2回まで
⑤ 精巣内精子採取術による精子凍結	35万円	2回まで

※ 異なる治療を受けた場合であっても、通算2回までとなります。

※ 令和3年4月1日以降に実施した治療が助成対象となります。

申請方法

- (1) 申請者が申請に必要な書類を郵送により県（がん・生活習慣病対策課）に提出
- (2) 県が申請者に助成金支給決定（不支給決定）を通知
- (3) 助成金支給決定通知を受けた申請者が請求書を郵送により県に提出
- (4) 県が申請者に助成金を口座振込

申請に必要な書類

- (1) 青森県がん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業参加申請書（妊よう性温存療法分）
 - (2) 青森県がん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書
（妊よう性温存療法実施医療機関用）
 - (3) 青森県がん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書
（原疾患治療実施医療機関用）
 - (4) 住民票（原本） ※本籍・個人番号（マイナンバー）は省略したもの
（申請時に、青森県内に住所を有することが確認できる書類）
 - (5) (2)の証明書に記載の領収金額に含まれない助成対象費用に係る領収書の写し
（妊よう性温存療法にあたり院外処方され、薬局で支払った薬代の領収書など。
無い場合は添付不要です。）
- 申請書等は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/ninyouseionzonryohojosei.html>

温存後生殖補助医療の費用助成について

助成制度の対象となる方

次の(1)から(6)の条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 対象者の年齢等
 - ① 原則として、夫婦のいずれかが、本事業の妊よう性温存療法を受けた後に、温存後生殖補助医療を受けた場合で、当該治療以外の治療によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
 - ② 温存後生殖補助医療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方
- (2) 申請時において、青森県内に住所を有する方
- (3) 温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (4) 温存後生殖補助医療指定医療機関から、温存後生殖補助医療を受けること及びこの事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることの説明を受けて、本事業に参加することについて同意できる方
- (5) 結婚関係（事実婚関係を含む）の確認がなされた方
- (6) 温存後生殖補助医療について、他制度の助成を受けていない方

助成対象費用

温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用です。

※入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外となります。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外となります。

※医療機関によっては、証明書の発行に費用が掛かる場合がありますが、その費用は対象外（申請者の自己負担となります。）

青森県内妊よう性温存療法指定医療機関

弘前大学医学部附属病院（弘前市大字本町53）

助成対象治療・助成上限額・助成回数

対象治療	助成上限額	助成回数
① 妊よう性温存療法で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合は通算6回（40歳以上であるときは通算3回）です。ただし、助成を受けた後に出産した場合は、助成回数がりセットとなります。
② 妊よう性温存療法で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1	
③ 妊よう性温存療法で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4	
④ 妊よう性温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4	

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

申請方法

妊よう性温存療法費用助成の申請と同じ方法になります。

申請に必要な書類

- (1) 青森県がん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業参加申請書（温存後生殖補助医療分）
 - (2) 青森県がん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関用）
 - (3) 夫婦であることを証明できる書類（事実婚関係の場合は申立書）
 - (4) 住民票（原本） ※本籍・個人番号（マイナンバー）は省略したもの（申請時に、青森県内に住所を有することが確認できる書類）
 - (5) (2)の証明書に記載の領収金額に含まれない助成対象費用に係る領収書の写し（温存後生殖補助医療にあたり院外処方され、薬局で支払った薬代の領収書など。無い場合は添付不要です。）
- 申請書等は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/ninyouseionzonryohojosei.html>

提出・お問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループ

電話：017-734-9216 FAX：017-734-8045